

質 問 ・ 回 答 書

令和 6年 5月 20日

委 託 名 一般府道北大日竜田線不動産鑑定業務委託

質 問 事 項	回 答
標準画地の規模(地積)は、こちらで任意に設定するのでしょうか？	標準画地の規模(地積)は、仕様書に記載のとおり、受託者にて、対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行って頂き、受託者及び守口市と事業者である大阪府とで協議した上で設定いたします。
個別格差の意見書の、格差判定する画地は何画地(画地数)になるのでしょうか？	個別格差の意見書は、8画地で算定して下さい。
特記仕様書の第13条に、「残地補償算定業務」の記載がありますが、個別格差の意見書とは別に、残地補償算定業務を行う必要があるのでしょうか(第17条成果品の提出には記載されておられません)。	残地補償算定は、残地が発生する5画地を対象に算定して下さい。
参加資格確認申請の提出書類書類のうち、②「履行実績が確認できる書類」は、他市等での公共事業関連の鑑定評価に関する契約書等で良いのでしょうか？	履行実績が確認できる書類については、他市等での公共事業関連の鑑定評価に関する契約書で、履行期間が確認出来るものとして下さい。
入札参加資格確認申請の際の提出書類として、履行実績が確認できる書類がございますが、御市から受託した案件に関する契約書を1件提出すればよろしかったでしょうか。または、複数件提出が必要でしょうか。	履行実績が確認できる書類については、他市等での公共事業関連の鑑定評価に関する契約書で、履行期間が確認出来るものを1件提出して下さい。